

第7部 リハビリテーション

◆疾患別リハビリテーション料（外来データ提出加算）

- ・心大血管疾患リハビリテーション料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料
- ・廃用症候群リハビリテーション料
- ・運動器リハビリテーション料
- ・呼吸器リハビリテーション

180066370	リハビリテーションデータ提出加算	50点
-----------	------------------	-----

[対応内容]

- ・マスタの開始日は令和5年10月1日としています。
- ・令和5年9月に対応します。

◆摂食機能療法（1日につき）

注1・2（略）

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な指導管理を行った場合は、摂食嚥下機能回復体制加算として、当該基準に係る区分に従い、患者（ハについては、療養病棟入院料1又は療養病棟入院料2を現に算定しているものに限る。）1人につき週1回に限り次に掲げる点数を所定点数に加算する。

- イ 摂食嚥下機能回復体制加算1 210点
- ロ 摂食嚥下機能回復体制加算2 190点
- ハ 摂食嚥下機能回復体制加算3 120点

180072870	摂食嚥下機能回復体制加算1	210点
180066870	摂食嚥下機能回復体制加算2	190点
180066970	摂食嚥下機能回復体制加算3	120点

[算定方法]

システム管理「1006 施設基準情報」から施設基準を設定します。

3820	摂食嚥下機能回復体制加算2
3821	摂食嚥下機能回復体制加算3